

地域おこし協力隊制度の概要

概要 I

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した方を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱し、一定期間活動しながら、その地域への定住・定着を図る国の制度です。
- 隊員は、1～3年間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、任期終了後の起業や就業を目指して活動します。

地域おこし協力隊導入の効果

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点（ヨソモノ・ワカモノ）
- 協力隊員の熱意と行動力が、地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし
- 住民が増えることによる地域の活性化

地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組です。

概要 II

- 実施主体…地方公共団体（県・市町村）
- 雇用形態…会計年度任用職員、他団体雇用、業務委託など
- 活動期間…概ね1年以上3年以下
- 給与…月14万～18万程度
- 勤務時間…週4～5日（原則、土日祝日は休み）
- 国の支援…協力隊の経費には、特別交付税が措置されます。

市町村、ミッションによって異なります。

特別交付税

地方交付税のひとつで、普通交付税では捕捉されない特別な財政需要に対し交付されるもので、地域おこし協力隊に要する経費も対象となっています。

【特別交付税の対象になる主な経費】

- ①地域おこし協力隊員の活動対象となる経費
隊員1人あたり480万円を上限（報償費等、その他の活動経費）
- ②地域おこし協力隊員の起業・事業承継
隊員1人あたり100万円を上限（隊員が起業・事業承継する際に必要な経費）

高知県の地域おこし協力隊の状況

高知県は、人口10万人当たりの隊員数が全国“第1位”（令和4年度総務省調査）で、232名の協力隊が活躍中です。（R5.10.1時点）

特徴

✓ 多種多様で豊富なミッション！

農林水産業、観光・地域づくり、特産品開発、情報発信、スポーツなど、幅広い業種でのミッションがあり選択肢が豊富です。

✓ 熱い仲間がたくさんいる

全国NO1の隊員数を誇る高知では、232名の仲間が活動中です。（R5.10.1時点）

✓ 手厚いサポート

研修会や交流勉強会、起業支援、個別相談窓口など、高知県協力隊ネットワークによる隊員目線でのサポートが充実しています。

